

「佐伯市における再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例（案）」の説明

1 条例制定の背景

- ・平成 24 年 2 月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入され、市内でも太陽光発電設備の設置が進むなか、周辺住民に生活環境や災害の懸念が生じます。

(H29 年度末 太陽光発電設備設置契約総件数 2,662 件、九州電力調べ)

- ・平成 30 年 6 月に環境との調和、災害の防止を目的に、「佐伯市再生可能エネルギー発電設備設置事業指導要綱」を制定し、面積が 5,000 平方メートル以上の発電設備を対象としました。指導要綱の公布以降は、対象面積に達しない規模の太陽光発電設備の設置が進みました。

(R1 年度末 総件数 2,893 件、同)

- ・令和 2 年 9 月、上記指導要綱を一部改正し、面積が 500 平方メートルを超えるものを対象としましたが、指導要綱では事業者に対する強制力が弱いため、環境配慮に対する効果に課題があります。
- ・また、平成 30 年度以降、大規模風力発電事業計画が市内の 3 か所に立ち上がり、周辺の景観や市民の生活環境等への影響が懸念されています。

2 条例（案）の解説

(目的)

第 1 条 この条例は、再生可能エネルギー発電事業が自然環境や景観、市民の生活環境に及ぼす影響に鑑み、再生可能エネルギー発電施設の設置に関し必要な事項を定めることにより、本市の自然環境と地域住民等の安全な生活の保全を図り、再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、条例の目的について書かれています。再生可能エネルギー発電施設が生活環境等に影響を及ぼす可能性があることを踏まえたうえで、「再生可能エネルギー発電施設の設置に関し必要な事項を定める」という本条例の方針と制定した目的を示しています。

(基本理念)

第 2 条 再生可能エネルギー発電事業は、市、事業者、市民その他の地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。

2 再生可能エネルギー発電事業は、自然環境や景観、市民の生活環境への配慮について適正に行わなければならない。

【解説】

本条は、再生可能エネルギー発電事業を促進するにあたり、市の基本姿勢を示しています。第 1 項は市民その他の地域の関係者の理解や地域への貢献が重要であること、第 2 項は市民の生活環境等に影響を与える事業は望ましくないことを条文で示し、条例で規定する様々な措置に関する根源になっています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電施設を設置し、発電を行う事業をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (3) 地域住民等 再生可能エネルギー発電事業に伴って、生活環境等に一定の影響を受ける可能性を有するものをいう。
- (4) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行うものをいう。
- (5) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

【解説】

本条は、この条例における用語の意義を定義しています。

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

【解説】

本条は、市自らに対して、適正かつ円滑な条例の運用に向けて必要な措置を講じることが責務であることを示しています。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止し、自然環境や景観、市民の生活環境に十分配慮し、並びに関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電施設を設置するに当たり、再生可能エネルギー発電事業が市民の生活環境に及ぼす影響を考慮し、再生可能エネルギー発電事業と地域との共生を図るために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、地域との共生に支障を生じさせないよう再生可能エネルギー発電施設の適切な管理に努めなければならない。

【解説】

本条は、関係法令の遵守や、周辺関係者との良好な関係の保持など、事業を進めていくうえで特に必要な項目を責務として示しています。

(市民の責務)

第6条 市民は、第1条の目的を達成するために、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、市民に対して、第1条で定めた内容への理解と協力を求めていることを示しています。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、再生可能エネルギー発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害、生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。

【解説】

本条は、土地所有者等に対して、災害や生活環境への被害等が発生することのないよう、当該土地の適正な管理を責務として示しています。

(適用事業)

第8条 この条例を適用する再生可能エネルギー発電事業は、次の各号のいずれかに該当する再生可能エネルギー発電施設を設置し、発電を行う事業とする。

- (1) 築造面積が500平方メートルを超えるもの（既に設置されている再生可能エネルギー発電施設であって、増設等により築造面積が500平方メートルを超えることとなるものを含む。）
 - (2) 高さが10メートルを超えるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物の屋根又は屋上に設置し、発電を行う事業については、この条例の規定は適用しない。

【解説】

本条は、この条例の適用対象となる再生可能エネルギー発電事業を示しています。

(抑制区域)

第9条 市長は、次の各号のいずれかの区域を、事業者に対し事業区域に含めないように求めることができる区域として指定することができる。

- (1) 良好な自然環境及び優れた景観を保全する必要があると認められる区域
- (2) 歴史的又は文化的な特色を有している区域
- (3) 優良な農地及び良好な森林区域として保全する必要があると認められる区域
- (4) 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い区域
- (5) 良好な住宅環境が保たれている区域

【解説】

本条は、第1条及び第2条の達成にあたり、再生可能エネルギー発電事業の実施に際し、自然環境及び景観、地域の歴史や文化、農地及び森林の保全、災害の防止などについて特に配慮を要する区域があると判断される場合に、「抑制区域」として「事業区域に含めないように求めることができる区域」を設定し、条例で一定の制限を定めるものです。

「抑制区域」については、事業者が従う義務はないものの、条例に基づく設定であるため、事業者において、一定の配慮がなされる効果が期待できます。

「抑制区域」の具体的な区域は、市長が別に指定します。

(事前協議)

第10条 事業者は、第13条の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

【解説】

本条は、事業の届出にあたり、事業者に予め市との協議の義務化を定めたものです。事前に事業計画を確認し、必要に応じ指導・助言を行うことが可能となることで、例えば、関係法令の手続きの周知や、地域住民等との事業に関する調整を求めるなど、より適正な再生可能エネルギー発電事業への効果が期待できます。

(地域住民等への説明)

第11条 事業者は、第13条の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ、事業計画の内容について地域住民等に対する説明会を開催するなどの周知に係る必要な措置を講じなければならない。

2 前項の周知を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 事業者は、第1項の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

【解説】

本条は、事業者に対し、地域住民等への説明会などによる事業の事前周知の義務化を定めたものです。事業計画の段階で、周辺関係者の意見を聴取することで、トラブルを未然に防止することが期待できます。

(事業計画書の縦覧)

第12条 事業者は、第10条第1項の規定による協議を行ったときは、次条の規定による届出をす
る前までに当該協議に係る事業計画書を規則で定めるところにより、14日間公衆の縦覧に供しな
なければならない。

2 事業者は、前項の規定による縦覧を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告しなければならない。

【解説】

前条は、事業区域の地域住民等への事前周知を定めたものですが、本条は、広く市民への事業計画の公表を義務化することを示したものです。

(届出)

第13条 事業者は、再生可能エネルギー発電施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、当該施設の設置に係る工事（以下単に「工事」という。）に着手しようとする30日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。）
- (2) 工事の着手予定日及び完了予定日
- (3) 事業区域の所在地、面積及び事業完了時における土地の形状
- (4) 再生可能エネルギー発電施設の設置する位置、構造及び発電出力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項及び市長が必要と認める事項

【解説】

本条は、再生可能エネルギー発電事業の計画に関する情報を公知とすることで、市が地域住民等への事前調整や、事業者への自然環境や生活環境その他配慮すべき事項に関する助言や指導等が、より行いやすくなり、再生可能エネルギー発電施設の適正な設置に結びつくことで、事業者と地域住民等とのトラブルの未然防止への効果が期待できます。

(協定の締結等)

第14条 事業者は、前条の規定による届出をしたときは、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業に関する協定を市長と締結しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により締結した協定を忠実に履行し、誠実に守らなければならない。
- 3 事業者は、再生可能エネルギー発電施設を第三者に譲渡しようとするときは、譲受人に対し、第1項の規定により締結した協定の内容並びに市長及び地域住民等との協議の内容及び指示事項を遵守させなければならない。

【解説】

本条は、事業者の届出が終了した時点で、市と協定締結の義務化を定めたものです。事業者に対し、再生可能エネルギー発電施設の維持管理、災害時の対応、周辺環境の保全等について、事業者の責任を明確にします。

また、再生可能エネルギー発電事業を第三者へ譲渡するときには、本協定を継承させることを示したものです。

(事業の変更等)

第15条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の内容又は事業者を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定により事業者を変更しようとする場合にあつては、当該変更により新たに再生可能エネルギー発電事業を行おうとする事業者は、当該変更をする前までに前条第1項の協定を市長と締結しなければならない。

【解説】

本条は、再生可能エネルギー発電事業の内容又は事業者の変更にあたって、所要の手続きについて定めています。

(工事完了の届出)

第16条 事業者は、工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出て、確認を受けなければならない。

【解説】

本条は、第13条の規定により事業者から届出された事業について、工事が完了した際に報告を求めるものであり、これにより、市が再生可能エネルギー発電施設の設置状況について、正確に把握できることが可能となります。

(事業の廃止等)

第17条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止する場合は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出るとともに、当該事業により設置した再生可能エネルギー発電施設を関係法令に基づき適正に処分しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により再生可能エネルギー発電施設の処分が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

【解説】

本条は、再生可能エネルギー発電事業の廃止にあたり、事前の報告を義務付けるとともに、事業者の責任において、廃止後の適正な施設の処理や、土地の修景等について定めています。

第2項は、再生可能エネルギー発電施設の処分が完了した際の市長への報告を義務付け、事業者に対して施設の処分が完了するまで、適正な事業の実施を促します。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査を行う職員は、規則で定める証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【解説】

本条は、市長に立入調査の権利を付与していますが、あくまで「条例の施行に必要な限度」であり、「犯罪捜査のために認められたもの」ではありません。

(指導、助言及び勧告)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 事業者が第13条、第15条第1項、第16条又は第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 事業者が第14条第1項の規定による協定を締結せず、工事に着手したとき。

(3) 事業者が前条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

3 事業者は、前2項に規定する指導、助言又は勧告を受けた場合は、当該指導、助言又は勧告により講じた措置の内容について、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

【解説】

本条は、事業者に対し行政指導等が必要と判断される状況を考慮し、市長に対して、事業者へ必要な措置を講ずるよう指導、助言及び勧告を実施する権限を定めたものです。

(公表)

第20条 市長は、前条第2項の規定により勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対し、規則で定めるところにより、その理由を通知し意見を述べる機会を与えなければならない。

【解説】

本条は、勧告の実効性を担保するものです。公表は、事業者に不利益を与えるおそれがあるため、公表を行うに当たっては、事業者が市長に対し、事前に意見を述べる機会を設けなければならないと示しています。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項を、市長が規則で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 年 月 日以後に再生可能エネルギー発電施設の工事に着手する再生可能エネルギー発電事業について適用する。